

子ども・子育て支援新制度における利用者負担について

1 設定が必要な利用者負担額

認定区分	対象	該当施設・事業
1号認定	3歳以上 保育が必要ない	幼稚園、認定こども園
2号認定(標準時間)	3歳以上 保育が必要	保育園、認定こども園
2号認定(短時間)		
3号認定(標準時間)	0～2歳 保育が必要	保育園、認定こども園 地域型保育事業(小規模保育等)
3号認定(短時間)		

※ 標準時間とは最長11時間の保育を、短時間とは最長8時間の保育をそれぞれ示している。

2 国における利用者負担の考え方

- (1) 利用者負担は、幼稚園・保育園の現行の利用者負担の水準を基に国が定める額を限度として、市町村が定める(子ども・子育て支援法)。
- (2) 利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担を原則とする(子ども・子育て支援法)。利用者負担額は、現行は保育園については保護者の所得税額を基に決定しているが、新制度では市町村民税額を基に決定する。
- (3) 2号及び3号認定の短時間の利用者負担額は、標準時間の利用者負担額の98.3%(職員配置の差に伴う公定価格上の単価差)を基本とする。
- (4) 施設・事業の種類を問わず、認定区分ごとに同一の水準を原則とする。

3 論点

(1) 基本的な考え方

2の(1)及び(2)については法定事項であるが、2の(3)及び(4)については国としての考え方を示すものである。本市における新制度の利用者負担については、2の(3)の考え方はそのまま採り入れるとしても、2の(4)の考え方については、幼稚園や保育園の利用者負担は、当分の間、現行の負担水準を基本とすべきではないか。

(2) 幼稚園(1号認定)における私立幼稚園と公立幼稚園の利用者負担のあり方

現在は、私立幼稚園と公立幼稚園の利用者負担額に大きな差がある中で、直ちに利用者負担を認定区分ごとに同一の水準とするという新制度は、利用者の納得が得にくいのではないか。

(3) 幼稚園(1号認定)と保育園(2号認定)の利用者負担のあり方

新制度では、幼稚園(1号認定)の利用者負担額が、保育園(2号認定)の短時間の利用者負担額を上回る階層が生じることがあるが、同一の施設内に、幼稚園(1号認定)と保育園(2号認定)の児童が在園することになる認定こども園では、利用者の理解が得にくいのではないか。

(4) 多子世帯の利用者負担のあり方

国が考え方を示している新制度の年少扶養控除については、2人分を控除するモデル世帯は示されているが、3人以上については示されていない。そのため3人以上の年少扶養控除対象児童がいる世帯について、現行の水準を維持すべきかどうか問題になる。

安心して子どもを産み育てるという観点に立って、多子世帯への支援（負担軽減）を充実することを考えるべきではないか。

幼稚園 利用者負担

〔新制度〕			〔現行水準〕		〔現行水準〕	
国が定める額			私立幼稚園		公立幼稚園	
階層区分		利用者負担額 (1号認定)	階層区分	利用者負担額 (平均値)注1	階層区分	利用者負担額 注2
第1階層	生活保護世帯	0円	生活保護世帯	0円	生活保護世帯	0円
第2階層	市町村民税 非課税世帯 (市町村民税 所得割非課税 世帯含む)	9,100円	市町村民税 非課税世帯	4,500円	市町村民税 非課税世帯	0円
			市町村民税所得割 非課税世帯	5,500円	市町村民税所得割 非課税世帯	7,200円
第3階層	市町村民税所得割 課税額77,100円 以下世帯	16,100円	市町村民税所得割 課税額77,100円 以下世帯	12,500円	市町村民税所得割 課税世帯	8,800円
第4階層	市町村民税所得割 課税額211,200円 以下世帯	20,500円	市町村民税所得割 課税額211,200円 以下世帯	16,900円		
第5階層	市町村民税所得割 課税額211,201円 以上世帯	25,700円	市町村民税所得割 課税額270,900円 以下世帯	21,300円		
			市町村民税所得割 課税額270,901円 以上世帯	22,100円		

注1：私立幼稚園の利用者負担額(平均値)は、本市域内の私立幼稚園の実際の保育料及び入園料の平均額から就園奨励費補助単価を差し引いたもの。階層区分は、本市の就園奨励費補助の階層区分で設定。

注2：公立幼稚園の利用者負担額は、授業料の額から減免額を差し引いたもの。階層区分は、減免の階層区分で設定。

保育園 利用者負担

〔新制度〕

〔現行水準〕

国が定める額						保育園(公立・私立)				
階層区分		保育園(3号認定)		保育園(2号認定)		階層区分		現行の利用者負担額		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間			3歳未満児	3歳以上児	
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	A階層	生活保護世帯	0円	0円	
第2階層	市町村民税非課税世帯(第1階層を除く)	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円	B階層	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	0円	0円	
第3階層	市民税課税世帯 所得割額が48,600円未満	19,500円	19,300円	16,500円	16,300円	C1階層	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割額のみ	7,200円	5,250円
		48,600円以上 97,000円未満	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円		C2階層	所得割の額が10,100円未満	8,000円
C3階層	10,100円以上							9,200円	7,250円	
第4階層	48,600円以上 97,000円未満	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円	D1階層	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の額が4,300円未満	10,700円	8,450円
						D2階層		4,300円以上 8,500円未満	12,200円	10,200円
						D3階層		8,500円以上 13,000円未満	14,250円	12,450円
						D4階層		13,000円以上 25,000円未満	18,750円	17,050円
						D5階層		25,000円以上 40,000円未満	23,850円	19,850円
第5階層	97,000円以上 169,000円未満	44,500円	43,900円	41,500円	40,900円	D6階層		40,000円以上 55,000円未満	29,750円	21,200円
						D7階層		55,000円以上 70,000円未満	35,800円	22,600円
						D8階層		70,000円以上 85,000円未満	41,600円	24,000円
						D9階層		85,000円以上 103,000円未満	46,950円	25,300円
第6階層	169,000円以上 301,000円未満	61,000円	60,100円	58,000円	57,100円	D10階層		103,000円以上 163,000円未満	49,800円	26,650円
						D11階層		163,000円以上 263,000円未満	52,450円	28,500円
						D12階層		263,000円以上 413,000円未満	55,450円	30,300円
第7階層	301,000円以上 397,000円未満	80,000円	78,800円	77,000円	75,800円	D13階層		413,000円以上 734,000円未満	57,250円	31,250円
第8階層	397,000円以上	104,000円	102,400円	101,000円	99,400円	D14階層		734,000円以上	62,400円	34,050円

保育園(2号認定・短時間)・幼稚園 利用者負担

〔新制度 仮計算〕

〔現行水準〕

〔現行水準〕

保育園(2号認定・短時間)		私立幼稚園		公立幼稚園	
階層区分 <small>注1</small>	利用者負担額 (相当額) <small>注2</small>	階層区分	利用者負担額 (平均値)	階層区分	利用者負担額
生活保護世帯	0円	生活保護世帯	0円	生活保護世帯	0円
市町村民税 非課税世帯	0円	市町村民税 非課税世帯	4,500円	市町村民税 非課税世帯	0円
均等割額のみ 又は所得割額が 39,600円未満	5,160円	市町村民税所得割 非課税世帯	5,500円	市町村民税所得割 非課税世帯	7,200円
所得割の額が 39,600円以上 44,100円未満	5,947円	市町村民税所得割 課税額77,100円 以下世帯	12,500円		
44,100円以上 48,600円未満	7,126円				
48,600円以上 54,000円未満	8,306円				
54,000円以上 59,000円未満	10,026円				
59,000円以上 64,000円未満	12,238円				
64,000円以上 79,000円未満	16,760円	市町村民税所得割 課税額211,200円 以下世帯	16,900円		
79,000円以上 97,000円未満	19,512円				
97,000円以上 114,000円未満	20,839円				
114,000円以上 133,000円未満	22,215円				
133,000円以上 151,000円未満	23,592円				
151,000円以上 169,000円未満	24,869円	市町村民税所得割 課税世帯	8,800円		
169,000円以上 205,000円未満	26,196円				
205,000円以上 256,000円未満	28,015円				
256,000円以上 301,000円未満	29,784円				
301,000円以上 397,000円未満	30,718円				
397,000円以上	33,471円	市町村民税所得割 課税額270,900円 以下世帯	21,300円		
		市町村民税所得割 課税額270,901円 以上世帯	22,100円		

注1: 保育園(2号認定・短時間)の階層区分の税額は、現行の所得税額等を基本に算出

注2: 保育園(2号認定・短時間)の利用者負担額(相当額)は、現行の保育園の3歳以上児の利用者負担額の98.3%
(小数点以下切捨て)